第35号議案

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年3月6日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の軽減に係る所得判定基準を拡充 するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例(昭和38年芦屋市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同項第3号中「480,000円」を「490,000円」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例による改正後の芦屋市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の 年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、 なお従前の例による。

参照

芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い,保険料の軽減に係る所得判定基準を拡 充するため,この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減に係る所得判定基準の拡充

(第17条関係)

- (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数と特定 同一世帯所属者(※)数の合計数に乗ずる金額を27万円(現行は26.5万円)とする。
- (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計数に乗ずる金額を49万円(現行は48万円)とする。
 - ※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した 後も継続して同一の世帯に属する者をいう。

3 施行期日等

- (1) 平成29年4月1日
- (2) 改正後の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

国民健康保険料の軽減に係る所得判定基準の拡充について

低所得者世帯の保険料については、所得の合計額に応じて応益割(均等割+平等割)を軽減している。

[国民健康保険料 = 応能割(所得割) + 応益割(均等割+平等割)]

●軽減が受けられる世帯の合計所得の上限額

軽減割合	算定内容	
7割	_	3 3 万円以下
5割	現行	33万円+ <u>26.5万円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者 ^(※) 数)以下
	改正案	33万円+ <u>27万円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下
2割	現行	33万円+ <u>48万円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下
	改正案	33万円+ <u>49万円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下

^(※) 特定同一世帯所属者:国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後も継続して同一の世帯に属する者

(例) 夫婦と子ども2人の世帯で給与収入のみの場合

	5割軽減	2割軽減
現行	合計所得 139万円以下 (給与収入 約224.3万円以下)	合計所得 225万円以下 (給与収入 約347.1万円以下)
改正案	合計所得 141万円以下 (給与収入 約227.1万円以下)	合計所得 229万円以下 (給与収入 約353.1万円以下)

(下線部分は,改正部分)

改正案

現行

(保険料の減額)

- 第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が540,000円を超える場合には、540,000円)とする。
 - (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納 付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在におい てその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定 した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者 給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4 項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第 33号) 第57条第1項, 第3項又は第4項の規定の例によらないものと し、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金 額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配 当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る 事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得 の金額,同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額,同 法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額 (同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第1 1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額),同法附則 第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法

(保険料の減額)

- 第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課 額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、そ れぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た 額が540,000円を超える場合には、540,000円)とする。
 - (1) 世帯主, 当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納 付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在におい てその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定 した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者 給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4 項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第 33号) 第57条第1項, 第3項又は第4項の規定の例によらないものと し、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金 額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配 当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る 事業所得等の金額,同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得 の金額,同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額,同 法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額 (同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第1 1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額),同法附則 第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法

附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

- ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分 の7を乗じて得た額
- イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の 7を乗じて得た額
- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に270,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
 - ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分

附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

- ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分 の7を乗じて得た額
- イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の 7を乗じて得た額
- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に265,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
 - ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分

改正案	現行
の5を乗じて得た額	の5を乗じて得た額
イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の	イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の
5を乗じて得た額	5を乗じて得た額
(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得	(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得
と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の	と区分して計算される所得の金額の合算額が,地方税法第314条の
2第2項に掲げる金額に <u>490,000円</u> に当該年度の保険料賦課期日(賦	2第2項に掲げる金額に <u>480,000円</u> に当該年度の保険料賦課期日(賦
課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日	課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日
とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同	とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同
一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超え	一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超え
ない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者	ない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者
以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該	以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該
年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるも	年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるも
のの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額	のの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分	ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分
の2を乗じて得た額	の2を乗じて得た額
イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の	イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の

2~5 (省略)

2を乗じて得た額

2~5 (省略)

2を乗じて得た額